

改正

平成24年 3月30日訓令第1号  
平成26年 3月31日訓令第1号  
平成30年 9月28日訓令第5号  
平成30年12月26日訓令第8号  
令和 2年 3月31日訓令第3号  
令和 3年 3月19日訓令第2号

浜田市優良建設工事表彰要綱

(目的)

**第1条** この訓令は、浜田市が発注した建設工事（以下「工事」という。）を請け負った者の中から、特に優良な工事を施工した建設業者及び建設技術者を表彰することにより、建設業者等の適正な工事の施工に対する意識の高揚を図り、良質な社会資本整備の推進及び建設技術の向上に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 工事の請負契約の相手方となったものをいう。
- (2) 建設技術者 工事における監理技術者又は主任技術者をいう。

(表彰)

**第3条** 表彰の対象となる工事は、浜田市が発注し、前年度に完成した工事のうち、別表第1に掲げるものとする。

2 表彰の種類は、優良建設工事表彰及び優秀建設技術者表彰とする。

3 優良建設工事表彰は、次に掲げる事由に該当する建設業者のうち、他の模範となると認められるものに対して行うことができる。

- (1) 工事の成績が優良であったもの
- (2) 工事に関して新技術の導入、新たな技術的提案、創意工夫等を積極的に行い、工事の能率の向上に顕著な成果を上げたもの
- (3) 困難な条件を克服し、工事を円滑に施工したもの
- (4) 工事の施工に当たり環境対策、安全対策等を徹底し、地域との積極的な協調を図ることにより建設業のイメージアップに貢献したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害時等において他の模範として推奨すべき実績のあったもの

4 優秀建設技術者表彰は、優良建設工事表彰を受けた工事に携わった建設技術者に対して行うことができる。

(推薦)

**第4条** 工事を所管した課長（課長に相当する職位の者を含む。）は、優良と認める工事を施工した建設業者及び建設技術者について、優良建設工事推薦書により、浜田市優良建設工事表彰審査委員会に推薦するものとする。

(審査委員会)

**第5条** 次に掲げる事務を行うため、浜田市優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 浜田市優良建設工事表彰選考基準（平成22年浜田市規程。以下「選考基準」という。）に基づき、表彰対象者を選考し、市長に上申すること。

(2) その他表彰に関し必要な運用方針等を定めること。

2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、都市建設部検査室において処理する。

(表彰)

**第8条** 市長は、委員会の上申に基づいて、被表彰者を決定し、表彰を行うものとする。

2 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰の除外及び表彰の取消し)

**第9条** 市長は、被表彰者が表彰するにふさわしくないと認めるときは、表彰を行わないものとする。

2 市長は、被表彰者が表彰の決定の日から表彰の日までの間において、選考基準の表彰の除外事項に該当したときは、表彰を取り消すものとする。

3 市長は、この訓令の規定により表彰の事由となった優良な工事について、引き渡された工事目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものとして、その目的物の修補等による履行追完請求、損害賠償請求若しくは代金減額請求を行ったとき、又は被表彰者が法令違反等により処分を受けたときは、表彰を取り消すものとする。

(その他)

**第10条** この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年9月28日訓令第5号）

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

**附 則**（平成30年12月26日訓令第8号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月31日訓令第3号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月19日訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

表彰対象部門	請負金額	主たる工事種別
1 土木工事大規模部門	2,500万円以上	一般土木工事、舗装工事、港湾工事、 法面工事、造園工事
2 土木工事小規模部門	300万円以上 2,500万円未満	
3 建築工事大規模部門	2,500万円以上	一般建築工事、塗装工事
4 建築工事小規模部門	300万円以上 2,500万円未満	
5 水道施設工事部門	300万円以上	水道施設工事
6 設備工事部門	300万円以上	機械設備工事、冷暖房衛生設備工事、 電気設備工事、通信設備工事

別表第2（第5条関係）

委員長	副市長
副委員長	都市建設部長
委員	総務部長
	産業経済部長
	支所長
	教育部長
	上下水道部長